訪問看護重要事項説明書

1 事業所の概要

/////	170															
事		業		所		名	^{みなみま} 南町	ちだり	まうもんか 訪問 君	んごす て 養護ステ 、	– เ – ร ์	、	ペンギ	· ン		
管	3	理		者		名	_{すずき} 鈴木		_{な な} 奈々							
設	立		年	月		日	平成	平成 23 年 9 月 1 日								
事	業月	折	指	定	番	号	136	329	0030	号						
							〒194-0004 東京都町田市鶴間四丁目 5 番 8 号									
			在			地				12 - 7			•	- ш	,	
所			1工			쁘						_				
							FA	X	0 4	12 - 7	0 6	<u>5 — 8</u>	3664			
サービス提供地域			-4-1	町田	市、	相相	其原市、	横沙	も市、	大和市、	座	間市、	厚木			
サ	— L	: 7	、抗	性	地	骐	市									
					1114											
	職員体制															
 管 理 者											_					
(看護職員を兼務)								1	1	Ż						
	(1目前	受引取	貝?	工术	1分丿											
		看		護		師		13	名	(常勤	1	2名	非常勤	1	名)	
础	1 4	理	学	療	法	士		4	名	(常勤	4	名	非常勤	0	名)	
職	種	作	業	療	法	士		1	名	(常勤	1	名	非常勤	0	名)	
		事				務		3	名	(常勤	2	名	非常勤	1	名)	

2 運営の方針

- (1) 訪問看護の実施に当たっては、利用者の心身の特性を踏まえて、日常生活動作の維持、向上を図ると共に利用者の生活の質が高められるような在宅療養生活の充実に向けて支援します。
- (2) 事業の実施に当たっては、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連帯に努め、総合的な支援を心がけます。

3 サービス内容

- (1)「訪問看護」は利用者の居宅において看護師、保健師、助産師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の専門職その他省令で定める者が療養上の世話または必要な診療の補助を行うサービスで、主治医の指示に基づき次の内容のサービスを行います。
 - ①病状・全身状態の観察 ②清拭・洗髪などによる清潔の保持 ③褥瘡の予防
 - ④食事及び排泄など日常生活の世話 ⑤リハビリテーション ⑥認知症の看護
 - ⑦ターミナルケア ⑧療養生活や介護方法の指導 ⑨カテーテル等の管理
 - ⑩その他医師の指示による医療処置
- (2) 事業所は、利用者のご希望する日程により訪問看護サービスを提供します。

4 営業時間

区分	月曜日~土曜日	土・日・祝日
営業時間	8:30~17:00	休日

※年末年始(12/30~1/3)は休業となります。

5 利用者負担金

- (1) 利用者からいただく利用者負担金は、別表のとおりです。
- (2) この金額は、介護保険の法定利用料に基づく金額です。(※又は、介護保険の法定利用料の範囲内で当事業者が設定した金額です)
- (3)介護保険外のサービスとなる場合(サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を越える場合を含む)には、全額自己負担となります。(介護保険外のサービスとなる場合には、居宅介護サービス計画を作成する際に介護支援専門員から説明の上、利用者の同意を得ることになります)
- (4) 利用者負担金は、サービスを受けた翌月に請求書を発行いたしますので、現金 または口座振替で徴収いたします。
- (5) 交通費については、通常のサービス実施地域にお住まいの方は無料です。

6 相談窓口・苦情対応について

お客様相談・苦情受付窓口までご連絡ください

	TEL 042-706-8663
南町田訪問看護	FAX 042-706-8664
ステーション ペンギン	管理者 鈴木 奈々
	TEL 042-799-6161
南町田病院	南町田病院 事務長

◆公的機関においても、次の機関において苦情申立などができます。

军 中主犯武	介護保険課 給付係
町田市役所	TEL 042-721-3136
扫描 百古 犯 形	高齢者福祉課
相模原市役所	TEL 042-769-8354
楼 派古犯证	事業指導室
横浜市役所	TEL 045-671-2356
大和市役所	介護保険課
八和印及別	TEL 046-260-5623
座間市役所	介護保険課 保険係
空间 17	TEL 046-252-7719
厚木市役所	介護保険課
	TEL 046-225-2240
東京都国民健康保険団体連合会	国保連苦情相談窓口
宋尔即 <u>国</u> 氏陕家休陕 <u>国</u> 件建立云	TEL 03-6238-0177
	介護保険課 介護苦情相談課
神奈川県国民健康保険団体連合会	TEL 0570-022-110

7 事故発生時の対応

- (1) 利用者に対する訪問看護の提供により事故が発生した場合は、契約時の緊急連絡先に沿って利用者の家族、及び利用者に係る介護支援専門員などに連絡を行います。
- (2) 利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合にはこの限りではありません。

8 虐待発見時の対応

(1) サービス提供時に当該事業所従業者または擁護者による虐待を受けたと思われる者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

9 キャンセル

- (1) 利用者がサービスの利用を中止する際には、分かり次第ご連絡下さい。
- (2) 訪問予定日の前日17時までにご連絡ください。中止のご連絡が無い場合、キャンセル料として1,100円いただきます。

10 その他

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意下さい。

- (1) 交通事情により、訪問時間の15分程度の遅れに対してご了承ください。
- (2) 看護師などは、年金の管理、金銭の賃貸などの金銭の取扱いはいたしかねますのでご了承ください。
- (3) 看護師などは、感染防止のために訪問時退出時に洗面所をお借りして、手洗いを させていただきますのでご了承ください。
- (4) 看護師などに対する贈り物や飲食などのもてなしは、ご遠慮させていただきます。
- (5) 地震、水害など災害時の緊急対応については直ぐに対応できない事がありますのでご了承ください。
- (6) 原則、本人またはご家族に感染症が発症した場合は訪問を中止させていただく事があります。

事業所は訪問看護契約書・重要事項説明書の内容について、利用者に説明いたしました。 よって上記の契約を証する為、本書2通を作成し利用者、事業所が署名押印の上、1通ず つ保有するものとします。

契約書の内容及び重要事項、利用料金などについて南町田訪問看護ステーション ペンギンより説明を受け、内容を確認しました。

契約書の内容を確認した上で訪問看護サービスの契約を締結します。

		契約締結日 西暦 年	月	日
《ご利用者》	住所			_
	氏名		(FI)	_
	TEL	FAX		_
《上記代理人》	住所			_
	氏名		Ø	_
	TEL	FAX		_
	代理の理	由		_
《事 業 所》	住 所	〒194-0004 東京都町田市鶴間四丁目 5 番 8	号	_
	名 所	社会医療法人社団 正志会 南町田訪問看護ステーション ペンギン		
	 代表者	理事長 猪口 正孝		
	TEL	042-706-8663 FAX 042-706-8664		_
	説明者		(FI)	_

提供するサービスの第三者評価の実地状況について

事業所で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点から評価を行っています。

実施の有無	有
実施し直近の年月日	2017年8月20日
実施した評価機関の名称	特定非営利活動法人 NPO サービス評価機構
評価結果の開示状況	とうきょう福祉ナビゲーション
	福祉サービス第三者評価

個人情報使用同意書

個人情報保護のお取り扱いについて

訪問看護・介護予防訪問看護の提供を通して個人情報を取得し保有させていただいております。この書面は、利用者及びご家族様の個人情報の保護とお取扱いにつきまして、当事業所は在宅で医療や介護を受けながら生活をされている利用者及び介護をしているご家族様へ居宅介護支援・(予防)法の趣旨に従い説明するものです。

1. 個人情報の利用目的

当事業所は、訪問看護・介護予防訪問看護の申し込み、又、各々のサービスの提供を通じて収集した個人情報は、利用者・ご家族の方への心身の状況説明、記録・台帳の作成等といった訪問看護・介護予防訪問看護の提供のために必要に応じて利用いたします。

また、利用者とご家族様の個人情報は、各々のサービス提供以外にも以下のような場合に、必要に応じて、第三者に提供される場合があります。

- 病院、診療所、薬局及びその他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業等とのカンファレンス等による連携、照会への回答
- 特別養護老人ホーム等の介護保険施設入所時の照会への回答
- 審査、支払い機関へのレセプトの提出
- 保険者への相談、届け出、及び照会への回答

2. 個人情報の保存

収集した個人情報は、法律に定められた期間、保存することを義務付けられています。 保存の実施方法・期間・廃棄処分方法については、適用される法律ごとに異なります。

3. 個人所法の第三者への提供について

当事業所は、次の場合を除いて利用者の個人情報を第三者に提供することはありません。

- 法令に基づく場合
- 個人の生命・身体又は財産の保護のために必要がある場合で、ご本人又はその代理人に同意を得ることが困難な場合特別養護老人ホーム等の介護保険施設入所時の 照会への回答
- 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進の為に特に必要がある場合で、ご本人 又はその代理人の同意を得ることが困難な場合
- 国の機関もしくは地方公共団体、又はその委託を受けた者が、法令の定める事務を 遂行することに対して協力する必要がある場合で、ご本人又はその代理人の同意を 得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れのある場合

•	第三者に該当しないケース
---	--------------

- ◆ 当事業所が、利用目的の達成に必要な範囲内で業務委託をしている業者等
- ◆ 同一法人内の病院

4. お問い合わせ

開示請求、苦情・訂正・利用停止等は、南町田訪問看護ステーション ペンギンにお申し出ください。

	<u>説</u> 明者	<u>.</u>	(FI)
上記内容を確認し、	固人情報の使用に関し	て同意いたします。	
西暦 年	月 日		
利用者	住所〒		
	<u>氏</u> 名		(FI)
	住 所 〒		
代理人			F
	続柄		
利用者の家族	住所〒		
	氏 名		<u> </u>
	続 柄		
その他	住 所 〒		
	氏 名		ED
	続柄		

同 意 書

《<u>緊急時訪問看護加算</u>、<u>ターミナルケア加算、複数名訪問看護加算</u>・<u>研修実習協力</u>》

私は、貴訪問看護ステーションの 24 時間連絡体制により、緊急時の場合などの電話による相談または訪問看護を利用する為、 <u>緊急時訪問看護加算</u> を算定することに同意します。	
私は、ターミナル期における訪問看護の利用について、死亡日前 14 日以内に 2 回以上ターミナルケアを行った場合 (ターミナルケアを行った後、24 時間以内にご自宅以外で死亡された場合を含む) に、 <u>ターミナルケア加算</u> を算定することに同意します。	_
私は、二人の看護師等(両名とも保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士であることを要する) が同時に訪問看護を行う場合 (利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合等)の訪問看護を利用した場合、複数名訪問看護加算を算定することに同意します。	
私は、リハビリテーションを中心とした訪問看護においては理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が訪問することに同意します。	Ŧ
私は、看護師の在宅研修及び看護学生の実習の協力に同意します。	
私は、保険医療機関への入院、入所にあたり主治医に訪問看護に係る情報を提供することに同意します。	Ę
西曆 年 月	
南町田訪問看護ステーション ペンギン	
鈴木 奈々 殿	
利用者住所 〒 	
利用者氏名	
※利用者自らが同意する場合は記入不要です。	
利用者代理人住所 〒	
利用者代理人氏名	
利用者との続柄	